

近接工事の間接費等の調整における「対象工事」の取り扱いについて

「密接に関係のある同一工事区域内の2以上の工事」を近接工事の間接費等の調整（以下、「諸経費調整」という。）の対象としているが、その取り扱いについて下記のとおりとします。

記

1 「密接に関係のある同一工事区域内」の適用範囲

適用範囲は、以下のいずれかを満たすものに限ることとします。

- (1) 工事区間が重複または隣接するもの  
(他者の工事区間を介して隣接するものも原則含むものとする)
- (2) 工事用道路（1車線の既設道路を含む）や仮設ヤード等を共有するもの
- (3) 工程等の工事間調整が必要となるもの  
(他者の工事を介する工事間の調整も原則含むものとする)

(例)

諸経費調整対象工事と「なるもの」	諸経費調整対象工事と「ならないもの」
道路工事等の分割工事 (例えば3分割以上で隣接していない区間を同一業者が落札した場合も原則対象となるが、工事間の調整が必要ないものと認められる場合はこの限りでない。)	バイパス道路工事等において、起点側および終点側の工事で隣接していないもの (工事用道路等を共有するものを除く)
橋梁の2以上の橋台または橋脚において、同一堤防側から施工する場合	橋梁の2以上の橋台または橋脚において、両岸から施工する場合 (工事用道路等を共有するものを除く)

(注1) 上記例の場合においては原則、共通仮設費（率計上）は調整の対象となりません。  
(共有する共通仮設費（積上）、現場管理費および一般管理費の調整を行います。)

(注2) 共通仮設費（率計上）の調整は、工事区間および工期がほとんど重複する場合に限ります。

(注3) 上記例は目安であり、上記（1）～（3）により個別に判断します。

なお、「諸経費調整」に当たっては、「現場代理人、主任技術者または監理技術者の兼務の有無」とは関連しないものであることを申し添えます。

また、同一業者が落札した場合においても、入札公告等に記載の工期の延長は認められないので、契約工期内に工事を完成するよう遵守してください。